

定款変更にかかる必要書類について

A 4 判又はA 3 判で、同じものを 2 部提出してください。

事由：所轄庁の変更（下表の書類の他に基本書類が必要です。）

※町田市が新たに所轄庁になる場合の書類です。

町田市から他の所轄庁に変更となる場合には、他の所轄庁に確認してください。

○印…必要な書類、△印…該当する場合に必要な書類

| 必要書類 | | 留意事項等 |
|------------------------------|---|---|
| 事業の廃止届 (写) | ○ | 【確認事項】 ・受理印等により、正式に受け付けたことがわかるものか。 |
| 廃止事業に係る 財産の処分方法 (様式 3) | ○ | 【確認事項】 ・代表者名で作成し、代表者印を押しているか。 ・記載項目に漏れはないか。 (建物、土地、什器備品、資金、個人情報、職員等) |
| 法人の履歴事項 全部証明書 | ○ | ※原本の返却を希望する場合には、原本とコピー 2 部を提出してください。認可書と一緒に原本を返却します。原本の返却を希望しない場合には、原本 1 部とコピー 1 部を提出してください。 【確認事項】 ・申請日から 3 月以内に発行されたものを添付しているか。 ・定款変更認可申請書及び変更後の定款と整合性が取れているか。 ※定款表記は法人の履歴事項全部証明書の記載通りに行います。 |
| 社会福祉法人 現況報告書 | ○ | ・最新の現況報告書であり、漏れなく記入しているか。 |
| 基本財産処分 承認書 (写) | △ | 事業の廃止に伴い基本財産を処分した場合に必要な ※老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われたため、基本財産処分承認手を省略している場合は、それに該当することが分かる資料（補助申請書等）が必要 |